

令和6年5月13日 開 会

令和6年5月13日 閉 会

# 令和6年第1回 山県市議会臨時会会議録

山 県 市 議 会

## 5月13日（月曜日）第1号

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	3
○出席議員	6
○欠席議員	6
○説明のため出席した者の職氏名	6
○職務のため出席した事務局職員の職氏名	7
○開　　会（午前10時00分）	8
○日程第1　仮議席の指定について	9
○日程第2　議長選挙について	9
○休　　憩（午前10時15分）	11
○再　　開（午前10時15分）	11
○日程第3　議席の指定について	11
○日程第4　会議録署名議員の指名について	11
○日程第5　会期の決定について	11
○日程第6　副議長の選挙について	11
○日程第7　常任委員会委員の選任について	13
○休　　憩（午前10時27分）	14
○再　　開（午前10時59分）	14
○日程第8　議会運営委員会委員の選任について	14
○休　　憩（午前11時00分）	14
○再　　開（午前11時25分）	14
○追加日程第1　議会運営委員会の閉会中の継続調査について	15
○日程第9　岐北衛生施設利用組合議員の選挙について	15
○休　　憩（午前11時33分）	16
○再　　開（午前11時36分）	16
○休　　憩（午前11時39分）	17
○再　　開（午後1時00分）	17
○休　　憩（午後1時01分）	17
○再　　開（午後1時30分）	17

○追加日程第2	岐北衛生施設利用組合議員の選挙について	17
○休	憩（午後1時39分）	18
○再	開（午後1時39分）	18
○日程第10	諸般の報告について	19
○日程第11	報第1号及び日程第12 報第2号	19
○日程第13	承第1号から日程第26 議第46号まで	19
	林市長提案説明	20
○日程第27	質 疑（承第1号から承第2号及び議第35号から議第46号まで）	22
	7番 寺町祥江議員質疑	22
	棚橋建設課長答弁	23
○日程第28	討 論（承第1号から承第2号及び議第35号から議第46号まで）	24
	3番 吉田昌樹議員反対討論	24
	10番 操 知子議員賛成討論	26
○日程第29	採 決（承第1号から承第2号及び議第35号から議第46号まで）	26
○日程第30	議第47号 山県市監査委員の選任同意について	29
	林市長提案説明	29
○日程第31	質 疑	29
○日程第32	討 論	30
○日程第33	採 決	30
○閉	会（午後2時16分）	31
○会議録署名者		31

令和6年5月13日

# 山県市議会臨時会会議録

(第 1 号)

## 山県市議会臨時会会議録

第1号 5月13日（月曜日）

○議事日程 第1号 令和6年5月13日

- 日程第1 仮議席の指定について
- 日程第2 議長の選挙について
- 日程第3 議席の指定について
- 日程第4 会議録署名議員の指名について
- 日程第5 会期の決定について
- 日程第6 副議長の選挙について
- 日程第7 常任委員会委員の選任について
- 日程第8 議会運営委員会委員の選任について
- 日程第9 岐北衛生施設利用組合議員の選挙について
- 日程第10 諸般の報告について
- 日程第11 報第1号 専決処分の報告について
- 日程第12 報第2号 専決処分の報告について
- 日程第13 承第1号 山県市税条例の一部を改正する条例の専決処分について
- 日程第14 承第2号 山県市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について
- 日程第15 議第35号 山県市固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
- 日程第16 議第36号 山県市固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
- 日程第17 議第37号 山県市固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
- 日程第18 議第38号 山県市固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
- 日程第19 議第39号 山県市教育委員会委員の任命同意について
- 日程第20 議第40号 山県市高富財産区管理委員の選任同意について
- 日程第21 議第41号 山県市高富財産区管理委員の選任同意について
- 日程第22 議第42号 山県市高富財産区管理委員の選任同意について
- 日程第23 議第43号 山県市高富財産区管理委員の選任同意について
- 日程第24 議第44号 令和6年度山県市一般会計補正予算（第1号）
- 日程第25 議第45号 令和6年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第26 議第46号 市道路線の廃止について

日程第27 質 疑

- 承第1号 山口市税条例の一部を改正する条例の専決処分について
- 承第2号 山口市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について
- 議第35号 山口市固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
- 議第36号 山口市固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
- 議第37号 山口市固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
- 議第38号 山口市固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
- 議第39号 山口市教育委員会委員の任命同意について
- 議第40号 山口市高富財産区管理委員の選任同意について
- 議第41号 山口市高富財産区管理委員の選任同意について
- 議第42号 山口市高富財産区管理委員の選任同意について
- 議第43号 山口市高富財産区管理委員の選任同意について
- 議第44号 令和6年度山口市一般会計補正予算（第1号）
- 議第45号 令和6年度山口市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 議第46号 市道路線の廃止について

日程第28 討 論

- 承第1号 山口市税条例の一部を改正する条例の専決処分について
- 承第2号 山口市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について
- 議第35号 山口市固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
- 議第36号 山口市固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
- 議第37号 山口市固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
- 議第38号 山口市固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
- 議第39号 山口市教育委員会委員の任命同意について
- 議第40号 山口市高富財産区管理委員の選任同意について
- 議第41号 山口市高富財産区管理委員の選任同意について
- 議第42号 山口市高富財産区管理委員の選任同意について
- 議第43号 山口市高富財産区管理委員の選任同意について
- 議第44号 令和6年度山口市一般会計補正予算（第1号）
- 議第45号 令和6年度山口市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 議第46号 市道路線の廃止について

日程第29	採 決	
	承第1号	山県市税条例の一部を改正する条例の専決処分について
	承第2号	山県市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について
	議第35号	山県市固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
	議第36号	山県市固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
	議第37号	山県市固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
	議第38号	山県市固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
	議第39号	山県市教育委員会委員の任命同意について
	議第40号	山県市高富財産区管理委員の選任同意について
	議第41号	山県市高富財産区管理委員の選任同意について
	議第42号	山県市高富財産区管理委員の選任同意について
	議第43号	山県市高富財産区管理委員の選任同意について
	議第44号	令和6年度山県市一般会計補正予算（第1号）
	議第45号	令和6年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
	議第46号	市道路線の廃止について
日程第30	議第47号	山県市監査委員の選任同意について
日程第31	質 疑	
	議第47号	山県市監査委員の選任同意について
日程第32	討 論	
	議第47号	山県市監査委員の選任同意について
日程第33	採 決	
	議第47号	山県市監査委員の選任同意について

---

○本日の会議に付した事件

- 日程第1 仮議席の指定について
- 日程第2 議長選挙について
- 日程第3 議席の指定について
- 日程第4 会議録署名議員の指名について
- 日程第5 会期の決定について
- 日程第6 副議長選挙について
- 日程第7 常任委員会委員の選任について

- 日程第8 議会運営委員会委員の選任について
- 日程第9 岐北衛生施設利用組合議員の選挙について
- 日程第10 諸般の報告について
- 日程第11 報第1号 専決処分の報告について
- 日程第12 報第2号 専決処分の報告について
- 日程第13 承第1号 山県市税条例の一部を改正する条例の専決処分について
- 日程第14 承第2号 山県市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について
- 日程第15 議第35号 山県市固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
- 日程第16 議第36号 山県市固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
- 日程第17 議第37号 山県市固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
- 日程第18 議第38号 山県市固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
- 日程第19 議第39号 山県市教育委員会委員の任命同意について
- 日程第20 議第40号 山県市高富財産区管理委員の選任同意について
- 日程第21 議第41号 山県市高富財産区管理委員の選任同意について
- 日程第22 議第42号 山県市高富財産区管理委員の選任同意について
- 日程第23 議第43号 山県市高富財産区管理委員の選任同意について
- 日程第24 議第44号 令和6年度山県市一般会計補正予算（第1号）
- 日程第25 議第45号 令和6年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第26 議第46号 市道路線の廃止について
- 日程第27 質 疑
- 承第1号 山県市税条例の一部を改正する条例の専決処分について
- 承第2号 山県市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について
- 議第35号 山県市固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
- 議第36号 山県市固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
- 議第37号 山県市固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
- 議第38号 山県市固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
- 議第39号 山県市教育委員会委員の任命同意について
- 議第40号 山県市高富財産区管理委員の選任同意について
- 議第41号 山県市高富財産区管理委員の選任同意について
- 議第42号 山県市高富財産区管理委員の選任同意について



	議第43号	山口市高富財産区管理委員の選任同意について
	議第44号	令和6年度山口市一般会計補正予算（第1号）
	議第45号	令和6年度山口市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
	議第46号	市道路線の廃止について
日程第28	討 論	
	承第1号	山口市税条例の一部を改正する条例の専決処分について
	承第2号	山口市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について
	議第35号	山口市固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
	議第36号	山口市固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
	議第37号	山口市固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
	議第38号	山口市固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
	議第39号	山口市教育委員会委員の任命同意について
	議第40号	山口市高富財産区管理委員の選任同意について
	議第41号	山口市高富財産区管理委員の選任同意について
	議第42号	山口市高富財産区管理委員の選任同意について
	議第43号	山口市高富財産区管理委員の選任同意について
	議第44号	令和6年度山口市一般会計補正予算（第1号）
	議第45号	令和6年度山口市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
	議第46号	市道路線の廃止について
日程第29	採 決	
	承第1号	山口市税条例の一部を改正する条例の専決処分について
	承第2号	山口市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について
	議第35号	山口市固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
	議第36号	山口市固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
	議第37号	山口市固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
	議第38号	山口市固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
	議第39号	山口市教育委員会委員の任命同意について
	議第40号	山口市高富財産区管理委員の選任同意について
	議第41号	山口市高富財産区管理委員の選任同意について
	議第42号	山口市高富財産区管理委員の選任同意について

- 議第43号 山口市高富財産区管理委員の選任同意について  
 議第44号 令和6年度山口市一般会計補正予算（第1号）  
 議第45号 令和6年度山口市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）  
 議第46号 市道路線の廃止について  
 日程第30 議第47号 山口市監査委員の選任同意について  
 日程第31 質 疑  
 議第47号 山口市監査委員の選任同意について  
 日程第32 討 論  
 議第47号 山口市監査委員の選任同意について  
 日程第33 採 決  
 議第47号 山口市監査委員の選任同意について  
 追加日程第1 議会運営委員会の閉会中の継続調査について  
 追加日程第2 岐北衛生施設利用組合議員の選挙について

○出席議員（13名）

- |     |       |     |       |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番  | 河合雅俊君 | 2番  | 川島亜也君 |
| 3番  | 吉田昌樹君 | 4番  | 武藤行儀君 |
| 5番  | 田中辰典君 | 6番  | 奥田真也君 |
| 7番  | 寺町祥江君 | 8番  | 古川雅一君 |
| 9番  | 加藤義信君 | 10番 | 操知子君  |
| 11番 | 山崎通君  | 12番 | 吉田茂広君 |
| 13番 | 武藤孝成君 |     |       |

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

- |            |       |             |        |
|------------|-------|-------------|--------|
| 市長         | 林宏優君  | 副市長         | 久保田裕司君 |
| 教育長        | 服部和也君 | 理事兼<br>総務課長 | 谷村政彦君  |
| 企画財政課<br>長 | 丹羽竜之君 | 税務課長        | 安達俊樹君  |
| 市民環境課<br>長 | 服部裕司君 | 福祉課長        | 岩田豊実君  |

理事兼 健康介護課長	森	正和君	子育て支援 課長	正治裕樹君
農林畜産 課長	福井	淳君	水道課長	藤根勝君
建設課長	棚橋	和夫君	まちづくり・ 企業支援課長	今井孝哉君
会計管理者	浅野	浩昭君	学校教育 課長	平工雅之君
生涯学習 課長	大西	義彦君		

---

○職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	宇留野	公男君	書記	大野幹根君
書記	山口	真理君		

---

午前10時00分開会

○事務局長（宇留野公男君） 皆さん、おはようございます。

本日の資料は、先日行われました議員協議会で配付させていただきました資料となりますので、よろしくお願いをいたします。

本臨時会は、一般選挙後初めての議会でございます。議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定に基づき、出席議員の中で年長議員が臨時の議長の職務を行うこととなっております。

年長議員の山崎議員を御紹介いたします。

山崎議員、議長席のほうによりしくお願いをいたします。

○臨時議長（山崎 通君） ただいま御紹介いただきました山崎 通でございます。

規定によって、臨時に議長の職務を行います。

どうぞよろしくお願いをいたします。

ただいまの出席議員数は13名であります。定足数に達しておりますので、令和6年第1回山県市議会臨時会を開会いたします。

市長より発言の申出がありますので、これを許可いたします。

林市長。

○市長（林 宏優君） 改めまして、皆さん、おはようございます。

開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日は、令和6年山県市議会第1回臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中、御出席をいただきまして誠にありがとうございます。

皆様方は、去る4月28日に執行されました山県市議会議員選挙におきまして、市政に対する卓越した御見識と、常日頃の御熱意が多くの方によって理解され、そして、また、その強い支持を受けられたことによりまして、めでたく御当選の栄を得られ、本日ここに初の議会を開催する運びとなりましたことは、誠に御同慶の至りでございます。

議員の皆様は、市民の皆様方の思いを市政に反映させる代表者として、市民が安心して暮らせるまちづくりを推進していただくことを切にお願い申し上げますとともに、今後ますますの御活躍を祈念申し上げますものでございます。

さて、本年度は、第3次の山県市総合計画基本構想・前期基本計画及び山県市デジタル田園都市国家構想総合戦略のスタートの年となります。これからのまちづくりの基本理念や将来像、その実現のため、重点的に推進する施策を明らかにしたものであり、この基本理念を「豊かな自然と活力ある都市が調和した 安心で快適な住みよいまちづく

り」、また、将来像を「子育て応援のまち 山口市」としております。今後におきましては、この計画を共に各課がそれぞれ連携を取りながら、全庁的に子育て応援のまちづくりを進めていく所存でございます。

人口の減少や物価の高騰、また、能登半島地震を教訓とした防災対策など、喫緊の諸課題を的確に対応するそれぞれの事業を推進してまいります。持続可能なまちづくりに取り組んでまいりますので、議員各位におかれましても御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○臨時議長（山崎 通君） それでは、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

#### 日程第1 仮議席の指定について

○臨時議長（山崎 通君） 日程第1、仮議席の指定について。

仮議席は、ただいま着席の議席といたします。

---

#### 日程第2 議長の選挙について

○臨時議長（山崎 通君） 日程第2、議長の選挙を行います。

選挙は投票により行います。

議場を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○臨時議長（山崎 通君） ただいまの出席議員は13名であります。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に仮議席1番 河合雅俊君、仮議席2番 川島亜也君を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。

〔投票用紙配付〕

○臨時議長（山崎 通君） 投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔確認〕

○臨時議長（山崎 通君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

〔投票箱点検〕

○臨時議長（山崎 通君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。仮議席1番議員から順次、投票を願います。続いていただきます。こっち、回ってでいいです。

〔投票〕

○臨時議長（山崎 通君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（山崎 通君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。

河合雅俊君、川島亜也君、開票の立会いをお願いいたします。

〔開票〕

○臨時議長（山崎 通君） それでは、選挙の結果を報告いたします。

投票総数13票、有効投票13票、無効投票ゼロ票。

有効投票中、吉田茂広君11票、山崎 通君1票、吉田昌樹君1票。

この選挙の法定得票数は4票であります。よって、吉田茂広君が議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○臨時議長（山崎 通君） ただいま議長に当選されました吉田茂広君が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

吉田茂広君、当選承諾及び挨拶をお願いします。

○議長（吉田茂広君） 改めまして、皆さん、おはようございます。

このたびは大変大勢の皆様のお推挙により、議長の職を拝命することとなりました。職責の重さに今さらながら身の引き締まる思いでございます。

議会運営に当たりましては、まず、公正であること、そして、公平中立を旨といたします。今回、それぞれの議員の皆様、私を含めてですけれども、様々な選挙の公約をうたって選挙に当選をされてまいりました。選挙中、いろいろなところで様々な市民の方からの御意見を伺ったということも思います。そうした皆さんの選挙の公約でありますとか、市民の声を形にすることに対しまして、議長として全力を尽くして頑張りたいと思っております。

また、背中越しになりますけれども、執行部の皆様方におかれましては、議員の声こそ市民の一番身近な声だという御認識をいただきまして、真摯にそうした声に取り組ん

でいただき、市政の発展につなげていただきたいと思います。

しばらくの間お世話になりますけれども、どうかよろしく願いをいたします。粗辞ながら私の議長就任の挨拶に代えさせていただきます。

このたびは誠にありがとうございました。

〔拍手〕

○臨時議長（山崎 通君） 御苦労さまでした。

議長の選挙が終了しましたので、臨時議長の職務を終わります。

皆様の御協力、誠にありがとうございました。厚く御礼を申し上げ、吉田議長と交代をさせていただきます。

暫時休憩いたします。

午前10時15分休憩

午前10時15分再開

○議長（吉田茂広君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

---

日程第3 議席の指定について

○議長（吉田茂広君） 日程第3、議席の指定について。

議席は、会議規則第4条第1項の規定により、ただいま着席のとおり指定いたします。

---

日程第4 会議録署名議員の指名について

○議長（吉田茂広君） 日程第4、会議録署名議員の指名について。

会議規則第81条の規定により、議長において、3番 吉田昌樹君、4番 武藤行儀君を指名いたします。

---

日程第5 会期の決定について

○議長（吉田茂広君） 日程第5、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定されました。

---

日程第6 副議長の選挙について

○議長（吉田茂広君） 日程第6、副議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○議長（吉田茂広君） ただいまの出席議員は13名であります。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に5番 田中辰典君、6番 奥田真也君を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

念のために申し上げます。投票は単記無記名であります。

〔投票用紙配付〕

○議長（吉田茂広君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔確認〕

○議長（吉田茂広君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

〔投票箱点検〕

○議長（吉田茂広君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。1番議員から順次、投票願います。

〔投票〕

○議長（吉田茂広君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。田中辰典君、奥田真也君、開票の立会いをお願いいたします。

〔開票〕

○議長（吉田茂広君） それでは、選挙の結果を報告いたします。

投票総数13票、有効投票13票。

有効投票中、加藤義信君12票、吉田昌樹君1票。

以上のおりであります。

この選挙の法定得票数は4票であります。よって、加藤義信君が副議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。



〔議場開鎖〕

○議長（吉田茂広君） ただいま副議長に当選されました加藤義信君が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

加藤義信君、当選承諾及び挨拶をお願いいたします。

○副議長（加藤義信君） ただいまは多くの議員の皆様の御推挙により副議長の大任を押しさせていただきました。職責の重さに大変に緊張しておりますけれども、議長の補佐役として、公平かつ円滑な議会運営ができますよう努めてまいりたい、このように決意をさせていただいております。どうか議員の皆様はもとより、執行部の皆様の御協力をどうかよろしくお願いを申し上げます。

本当に大変にありがとうございました。

〔拍手〕

---

日程第7 常任委員会委員の選任について

○議長（吉田茂広君） 日程第7、常任委員会委員の選任について。

委員会条例第7条第1項の規定により、議長において、総務産業建設委員会委員に、山崎 通君、操 知子君、古川雅一君、奥田真也君、武藤行儀君、川島亜也君、吉田茂広、厚生文教委員会委員に、武藤孝成君、加藤義信君、寺町祥江君、田中辰典君、吉田昌樹君、河合雅俊君、吉田茂広を指名します。

お諮りいたします。

ただいま選任いたしました、常任委員会委員の任期は、令和7年4月以降において開かれる最初の議会の招集日の前日までといたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広君） 異議なしと認めます。よって、常任委員会委員の任期は、令和7年4月以降において開かれる最初の議会の招集日の前日までと決定されました。

これより、各常任委員会で正副委員長を選出をお願いいたします。

委員会開催場所を指定いたします。

総務産業建設委員会は第1委員会室、厚生文教委員会は第2委員会室を指定いたします。

先に総務産業建設委員会を開催し、同委員会が終了した後に厚生文教委員会を開催し、選出をお願いいたします。

暫時休憩をいたします。

午前10時27分休憩

午前10時59分再開

○議長（吉田茂広君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいま休憩中に各常任委員会で委員長及び副委員長が決定されましたので、報告いたします。

総務産業建設委員会委員長、奥田真也君、副委員長、操 知子君。

厚生文教委員会委員長、寺町祥江君、副委員長、田中辰典君。

以上であります。

---

日程第8 議会運営委員会委員の選任について

○議長（吉田茂広君） 日程第8、議会運営委員会委員の選任について。

委員会条例第7条第1項の規定により、議長において、武藤孝成君、山崎 通君、寺町祥江君、奥田真也君、武藤行儀君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま選任いたしました議会運営委員会委員の任期は、令和7年4月以降において開かれる最初の議会の招集日の前日までといたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広君） 異議なしと認めます。よって、議会運営委員会委員の任期は、令和7年4月以降において開かれる最初の議会の招集日の前日までと決定されました。

これより、議会運営委員会で正副委員長の選出をお願いいたします。

場所は第1委員会室でお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午前11時00分休憩

午前11時25分再開

○議長（吉田茂広君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいま休憩中に議会運営委員会で委員長及び副委員長が決定されましたので、報告いたします。

議会運営委員会委員長、武藤孝成君、副委員長、寺町祥江君。

以上であります。

議会運営委員会委員長から、定例会の会期等、議会の運営に関する事項について調査するため、会議規則第104条の規定により、閉会中の継続調査申出書の提出がありました。

お諮りいたします。

本件を日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（吉田茂広君） 異議なしと認めます。閉会中の継続調査申出書の件を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定されました。
- 

追加日程第1 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

- 議長（吉田茂広君） 追加日程第1、議会運営委員会の閉会中の継続調査についてを議題にします。

お諮りいたします。

議会運営委員会委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（吉田茂広君） 異議なしと認めます。よって、議会運営委員会委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定されました。
- 

日程第9 岐北衛生施設利用組合議員の選挙について

- 議長（吉田茂広君） 日程第9、岐北衛生施設利用組合議員の選挙を行います。

選挙は投票により行います。

議場を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

- 議長（吉田茂広君） ただいまの出席議員は13名であります。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に7番 寺町祥江君、8番 古川雅一君を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。

〔投票用紙配付〕

- 議長（吉田茂広君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔確認〕

○議長（吉田茂広君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

〔投票箱点検〕

○議長（吉田茂広君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。1番議員から順次、投票願います。

〔投票〕

○議長（吉田茂広君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。

寺町祥江君、古川雅一君、開票の立会いをお願いいたします。

〔開票〕

○議長（吉田茂広君） 暫時休憩いたします。

午前11時33分休憩

午前11時36分再開

○議長（吉田茂広君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいま按分票の件で手違いがございましたので、再び立会いをお願いいたしまして、確認をいたします。

古川雅一君、寺町祥江君、お願いいたします。

〔開票〕

○議長（吉田茂広君） それでは、選挙の結果を報告いたします。

投票総数13票、有効投票13票、無効投票ゼロ票、法定得票数は4票であります。

有効投票中、武藤孝成君11票、田中辰典君1票、吉田昌樹君1票。

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は4票であります。よって、武藤孝成君が岐北衛生施設利用組合議員に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（吉田茂広君） ただいま岐北衛生施設利用組合議員に当選されました武藤孝成君

が議場におられます。会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

武藤孝成君、当選承諾及び挨拶をお願いいたします。

- 13番（武藤孝成君） ただいまは岐北衛生施設利用組合議員に多くの皆さんに選出をいただきました。議員としてしっかり努めてまいる所存でおります。誠にありがとうございました。

〔拍手〕

- 議長（吉田茂広君） 暫時休憩いたします。議場の時計で13時より再開いたします。

午前11時39分休憩

午後1時00分再開

- 議長（吉田茂広君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

暫時休憩します。議場の時計で13時30分より再開いたします。

午後1時01分休憩

午後1時30分再開

- 議長（吉田茂広君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

先ほど行われました岐北衛生施設利用組合議員の選挙ですけれども、投票におきまして名字のみの投票があり、公職選挙法に準じて按分した票数を公表いたしました。しかしながら、地方自治法118条において、その票については無効になりますので、先ほどの選挙は無効として、改めて追加日程として再選挙を行いたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（吉田茂広君） 異議なしと認めます。よって、この際、岐北衛生施設利用組合議員の選挙を日程に追加し、再選挙を行うことに決定いたしました。

---

追加日程第2 岐北衛生施設利用組合議員の選挙について

- 議長（吉田茂広君） 追加日程第2、岐北衛生施設利用組合議員の選挙を行います。

選挙は投票により行います。

議場を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

- 議長（吉田茂広君） ただいまの出席議員は13名であります。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に7番 寺町祥江君、8番 古川雅一君を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

念のために申し上げます。投票は単記無記名であります。

〔投票用紙配付〕

○議長（吉田茂広君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔確認〕

○議長（吉田茂広君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

〔投票箱点検〕

○議長（吉田茂広君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。1番議員から順次、投票願います。

〔投票〕

○議長（吉田茂広君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。

寺町祥江君、古川雅一君、開票の立会いをお願いします。

〔開票〕

○議長（吉田茂広君） それでは、選挙の結果を報告いたします。

投票総数13票、有効投票13票、無効投票ゼロ票。

有効投票中、武藤孝成君12票、吉田昌樹君1票。

以上のおりであります。

この選挙の法定得票数は4票であります。よって、武藤孝成君が岐北衛生施設利用組合議員に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（吉田茂広君） 暫時休憩します。

午後1時39分休憩

午後1時39分再開

○議長（吉田茂広君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいま岐北衛生施設利用組合議員に当選されました武藤孝成君が議場におられます。会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

武藤孝成君、当選承諾及び挨拶をお願いいたします。

○13番（武藤孝成君） ただいまは岐北衛生施設利用組合の選挙で選出されました。皆さん、ありがとうございました。また、議員として施設組合のために一生懸命務めさせていただきますので、どうかよろしくをお願いいたします。ありがとうございました。

〔拍手〕

---

日程第10 諸般の報告について

○議長（吉田茂広君） 日程第10、諸般の報告について。

監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定により、令和6年2月から3月に執行した例月出納検査の結果報告がありました。関係書類は事務局に保管しております。

---

日程第11 報第1号及び日程第12 報第2号

○議長（吉田茂広君） 日程第11、報第1号及び日程第12、報第2号の専決処分の報告については、地方自治法第180条第2項の規定による報告案件です。

---

日程第13 承第1号から日程第26 議第46号まで

○議長（吉田茂広君） 日程第13、承第1号 山県市税条例の一部を改正する条例の専決処分について、日程第14、承第2号 山県市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について、日程第15、議第35号 山県市固定資産評価審査委員会委員の選任同意について、日程第16、議第36号 山県市固定資産評価審査委員会委員の選任同意について、日程第17、議第37号 山県市固定資産評価審査委員会委員の選任同意について、日程第18、議第38号 山県市固定資産評価審査委員会委員の選任同意について、日程第19、議第39号 山県市教育委員会委員の任命同意について、日程第20、議第40号 山県市高富財産区管理委員の選任同意について、日程第21、議第41号 山県市高富財産区管理委員の選任同意について、日程第22、議第42号 山県市高富財産区管理委員の選任同意について、日程第23、議第43号 山県市高富財産区管理委員の選任同意について、日程第24、議第44号 令和6年度山県市一般会計補正予算（第1号）、日程第25、議第45号 令和6年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、日程第26、議第46号 市道路線の廃止について、以上14議案を一括議題とし、市長に提案理由の説明を求めま

す。

林市長。

○市長（林 宏優君） 午前中の本臨時会におきまして、吉田茂広議員が議長に、また、加藤義信議員が副議長にそれぞれ当選、選出されました。誠にありがとうございます。今後ともいろいろお世話になりますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、ただいま上程されました議案につきまして、順次御説明を申し上げます。

本日提案いたしております議案は、報告案件2件、承認案件2件、人事案件10件、補正予算案件2件、その他案件1件の計17案件でございます。

初めに、資料ナンバー1、3ページをお願いします。また、資料ナンバー2の1ページをお願いします。

承第1号 山縣市税条例の一部を改正する条例の専決処分につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が本年3月30日に公布され、その一部が本年4月1日から施行されることに伴ひまして、令和6年度の個人住民税の所得割において、本人及び扶養親族等1人につき1万円の定額減税を実施する上での手続に関する内容が中心でございます。

その他といたしましては、令和6年能登半島地震災害による雑損控除額に係る規定等を整備するため、山縣市税条例の一部改正の必要が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定により、令和6年3月31日に専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものでございます。

続きまして、資料ナンバー1の16ページでございます。資料ナンバー2の21ページをお願いします。

承第2号 山縣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分につきましては、地方税法施行令の一部を改正する政令が本年3月31日に公布され、その一部が本年4月1日から施行されることに伴ひ、山縣市国民健康保険税条例の一部改正の必要が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定により、3月31日に専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものでございます。

次に、18ページから21ページをお願いします。

議第35号から議第38号 山縣市固定資産評価審査委員会委員の選任同意につきましては、山縣市固定資産評価審査委員会委員の任期が本年5月13日で任期満了となりますので、委員の選任同意を地方税法第423条第3項の規定によりお願ひするものでございます。

再任をお願ひする小森厚子氏は山縣市岩佐に、林 仁美氏は東深瀬にお住まいでございます。新たに委員としてお願ひする棚橋和良氏は山縣市松尾に、福井廣行氏は高木に



お住まいでございます。

以上4名の方々は、固定資産評価の公平かつ重要性を十分認識され、選任について議会の同意をお願いするもので、任期は3年でございます。

次に、22ページをお願いします。

議第39号 山県市教育委員会委員の任命同意につきましては、教育委員会委員の4名のうち、堀 恵子氏が本年5月14日で任期満了となりますので、堀氏を再任することにつきまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意をお願いするもので、任期は4年でございます。堀氏は岐阜市長良福光にお住まいでございます。

次に、23ページから26ページをお願いします。

議第40号から議第43号の山県市高富財産区管理委員の選任同意につきましては、山県市高富財産区管理委員会は委員7名で組織されておりますが、4名の方から辞職の申出があり欠員となりましたので、三浦崇常氏、見崎弘雄氏、小谷 登氏、福井 彰氏の4名を選任することにつきまして、山県市財産区管理委員会条例第3条の規定によりまして議会の同意を求めるものでございます。任期は前任者の残任期間である令和9年6月5日まででございます。

次に、補正予算案件について御説明申し上げます。

資料ナンバー3、1ページをお願いいたします。

資料ナンバー3、1ページ、議第44号 令和6年度山県市一般会計補正予算（第1号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に2,161万1,000円を追加し、その総額を151億2,161万1,000円としようとするものでございます。

歳出から御説明を申し上げますので、7ページをお願いいたします。

7ページ、総務費の一般管理費39万6,000円は、令和6年度税制改正により定額減税が実施されるに当たり、人事給与システム等の改修を行うものでございます。

次の自治振興費とその下の企画費は、山本自治会の公民館建設に関連するものでございまして、企画費1,500万円は、山本自治会の公民館建設が一般財団法人自治総合センターのコミュニティ助成事業に採択されたため追加し、自治振興費の270万円は、自治会公民館を建設するに当たって、市が建設に必要な資金の一部を補助する自治会施設建設事業補助金の活用を見込み追加するものでございます。

8ページにわたります次の賦課徴収費123万8,000円は、個人住民税の定額減税に対応するためのシステム改修費用で、財源は全額物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を見込んでおります。

次に、衛生費227万7,000円は、地球温暖化対策の普及啓発イベント事業が岐阜県次代の環境活動を担う人材育成支援事業の採択内示を受けたことによりまして追加しようとするものでございます。

6ページの歳入につきましては、歳出で御説明申し上げました内容でございますが、今般の補正に伴って不足する財源につきましては、財政調整基金を323万5,000円繰り入れることとしております。

次に、資料ナンバー3、9ページをお願いいたします。

議第45号 令和6年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、既定の歳入歳出予算の総額に59万4,000円を追加し、その総額を31億1,259万4,000円としようとするものでございます。

15ページをお願いいたします。

15ページ、総務費59万4,000円は、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に係るマイナ保険証移行に向け、資格情報の通知などに対応するため、業務システムの改修を行うものでございます。財源は、前ページにございますとおり、全額県交付金を計上いたしております。

以上で補正予算に関する説明を終わります。

次に、資料ナンバー1、27ページ及び資料ナンバー2の24ページから25ページをお願いいたします。

議第46号 市道路線の廃止につきましては、農業用施設として一体利用する目的で用途廃止申請があり、市道洞田32号線及び市道洞田33号線の路線を廃止するもので、道路法第10条第3項の規定によりまして議会の議決を求めるものでございます。

以上でございますが、議員の各位におかれましては、慎重かつ適切なる御審議を賜りますようお願いを申し上げ、提案説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（吉田茂広君） 御苦労さまでした。

---

#### 日程第27 質疑

○議長（吉田茂広君） 日程第27、質疑。

ただいまから、承第1号及び承第2号、議第35号から議第46号の質疑を行います。  
発言を許します。どうぞ。

寺町祥江君。

○7番（寺町祥江君） 議長より発言の許可をいただきましたので、質疑を1件行わせていただきます。

議第46号 市道路線の廃止についてお尋ねをいたします。

先ほど市長より提案理由の説明がございました。市道路線の廃止について、道路法第10条3項によりということ、一般の交通の用に供する必要がなくなった路線であると認めるといふことであると思ふんですけれども、この2路線の廃止に係る経緯と、それに付随する主な内容について、建設課長にお尋ねをいたします。

○議長（吉田茂広君） 棚橋建設課長。

○建設課長（棚橋和夫君） 御質問にお答えします。

事業計画についてですけれども、養鶏場の開発区域約8.7ヘクを整備するとともに、伝染性疾病発生予防を目的として、開発区域の周辺の山林約20ヘクタール程度と聞いておりますけれども、これらの土地を管理地として取得する計画を事業者はされております。これらの区域を伝染性疾病予防の観点からも、一体的に飼養を管理すべく、開発区域内の市道、法定外公共物である用悪水路、また、管理地である山林内の法定外公共物である、いわゆる赤道、青道の全てを公共物としての用途廃止をし、払下げを求められているものであります。特に市道においては、用途廃止で払下げを行うために路線認定を廃止する必要があり、その対象路線は路線全体を廃止するため、議決を要する今回上程させていただいた2路線のほか、路線の一部を廃止するため、区域の変更の告示により廃止を行う1路線の計3路線が対象となります。なお、この道路の対象路線3路線の面積は約4,600平米になります。ちなみに、その他の公共物として、用悪水路、赤道、青道、合わせて約5,200平米が対象となっております。

これまでの経過なんですけれども、令和5年の初旬からこれらについての事前打合せ、事前相談が担当課、建設課によってなされております。その後、具体的に計画が進んだため、山県市法定外公共物用途廃止等に関する規則に基づき、手続を進めております。具体的には、令和5年12月15日に法定外公共物の用途廃止申請についての事前協議が提出なされました。その後、用途廃止検討結果として条件等を通知するとともに、それに対する回答を準備しております。それらを踏まえ、協議内容を審査した結果、森林法に基づく林地開発許可であるとか、農地法に基づく農地転用許可が取得され、さらに、関係する全ての土地の売買契約が済んでおり、所有権移転登記中であることなどから、公共物として存置する必要がなくなると判断いたしました。そのため、令和6年3月28日に用途廃止事前協議結果として協議内容が適当である旨を事業者のほうに通知しております。それに伴い、今回市道路線の廃止について臨時議会に路線廃止を上程させていただいた次第でございます。

ちなみに、令和6年4月2日に本申請のほうを提出していただいております。

今後の予定につきましてですけれども、今回議決をいただいた後に廃止路線の告示並びに廃止路線の不要物件としての管理期間2か月間を経た後、山縣市法定外公共物の売払い規則に基づき、水路等とともに今回市道廃止する市道のほうの売払いの手続に入っていく予定であります。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（吉田茂広君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広君） 質疑はないものと認めます。これをもちまして、承第1号及び承第2号、議第35号から議第46号の質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております承第1号及び承第2号、議第35号から議第46号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広君） 異議なしと認めます。よって、承第1号及び承第2号、議第35号から議第46号は委員会の付託を省略することに決定されました。

---

#### 日程第28 討論

○議長（吉田茂広君） 日程第28、討論。

ただいまから承第1号及び承第2号、議第35号から議第46号に対する討論を行います。最初に、反対討論はありますか。

吉田昌樹君。

○3番（吉田昌樹君） 日本共産党の吉田昌樹です。

議長から許可をいただきましたので、議第45号 令和6年度山縣市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）に対する反対討論を行います。

議第45号については、中間サーバー等データ確認システム改修業務委託として59万4,000円が計上されています。これは、国民健康保険証のマイナ保険証への移行に向けた対応の一環として、山縣市が把握している加入者情報、マイナンバー、個人番号の下4桁を国民健康保険証の更新時、8月に記載して送付するためのものです。

厚生労働省が5月8日にマイナンバーカードと一体化したマイナ保険証の3月分の全国民の利用率が5.47%、国家公務員の利用率が5.73%だったと明らかにしました。政府は現行の健康保険証を12月2日に廃止し、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行する

方針ですが、依然として利用が進んでいない実態が浮き彫りになりました。マイナ保険証の強制は許されません。現行の健康保険証も残すべきです。医療現場でもマイナ保険証による資格確認には人手も時間も取られるため、このまま現行の健康保険証を廃止すれば混乱に陥ると強く懸念しています。

私が勤務していた保険薬局でも、厚生労働省のマイナンバーカードを御利用くださいのチラシを配布し、患者さんに使用を呼びかけ、掲示もして努力を重ねてきましたが、4月の利用率は5%でした。それでも窓口のカードリーダーの操作方法を付きっきりで説明するために人手を取られ、待ち時間が増え、患者さんに御迷惑をおかけしています。本来の薬剤師の業務である症状や薬の効果の確認、併用薬や副作用、検査データの聞き取り、処方医師への情報提供に支障が出て、医療の質の確保に不安な状況です。人手や時間が取られるため、実施に踏み切れていない病院もあります。

特別養護老人ホームや介護老人保健施設でも、利用者の受診に同行する職員の負担が増えています。マイナンバーカードを預かっても、暗証番号までは施設で管理できないため、病院窓口で利用者が暗証番号を入力できない等、混乱しています。マイナ保険証の強制は許されません。現行の健康保険証を残すべきです。

マイナンバーカードには、マイナポータル、情報提供等記録開示システムとして、納税状況、医療、年金などの保険料納付と受けたサービスの状況、公金受取口座、さらにはがん検診など受けた健康診断とその結果や生活保護、児童扶養手当の支給、雇用保険の支給など、29分野の膨大な個人情報ひもづけられています。このマイナンバーカードを性急かつ強制的に国民に持たせようとした施策の一環が現行保険証を廃止し、マイナ保険証への移行です。

そもそもマイナンバー制度は医療、年金、介護など、人生で受けた行政サービスの全てと個人の金融口座、資産をひもづけて国が管理することによって、国民の所得、資産、社会保障給付を把握し、国民への徴税強化、給付削減するためでした。負担に見合った給付の名で社会保障の給付を抑制し、国の財政負担、大企業の税、保険料負担を軽減していくことが、マイナンバー制度を導入した政府、財界の最大の狙いです。安倍政権以来、政府は個人情報保護を改悪し、保護規定を弱め、逆に個人情報の利活用を拡大してきました。これも財界の要求で、日本経団連は2020年の新成長戦略でマイナンバー制度を徹底活用するために、健康保険証、運転免許証、在留カード等の公的証明書、また、診察券や学生証等のデジタル化とマイナンバーカードへの一元化を求めました。個人情報ビジネスを推進するために、当初は検討もされていなかった健康保険証の廃止とマイナンバーカードとの一体化をはじめ、膨大な量の個人情報を次々にひもづけているので

す。マイナンバー制度を利用した個人情報ビジネス最優先の方針や計画を見直し、根本的な政策の転換が求められます。マイナ保険証の強制は許されません。現行の健康保険証も残すべきです。個人番号カード普及促進事業や現行の保険証を廃止し、マイナンバーカードを保険証として利用することを推進するための議第45号 令和6年度山口市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の議案について、反対の意思を示し、反対討論とします。

以上です。

○議長（吉田茂広君） 次に、賛成討論はありませんか。

失礼しました。操 知子君。

○10番（操 知子君） 議第46号について、賛成討論を行います。

今回、市長提出議案ということで、市道の路線廃止ということで、今後廃業をした際、その後どうなっていくのか、そこをどう活用していくことになるのかというような点もちょうちょするところがあったんですが、ただ、山口市のやっぱり耕作放棄地、また、担い手不足などを考えても、山口市の農業として、農業力として、私も推進していきたいと思ひまして、賛成の立場で討論させていただきます。

○議長（吉田茂広君） 反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広君） 討論はないものと認めます。これをもちまして、承第1号及び承第2号、議第35号から議第46号の討論を終結いたします。

---

#### 日程第29 採決

○議長（吉田茂広君） 日程第29、採決。

ただいまから、採決を行います。

承第1号 山口市税条例の一部を改正する条例の専決処分について、お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認することに決定されました。

承第2号 山口市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について、お

諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認することに決定されました。

議第35号 山口市固定資産評価審査委員会委員の選任同意について、お諮りいたします。

本案を原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意することに決定されました。

議第36号 山口市固定資産評価審査委員会委員の選任同意について、お諮りいたします。

本案を原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意することに決定されました。

議第37号 山口市固定資産評価審査委員会委員の選任同意について、お諮りいたします。

本案を原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意することに決定されました。

議第38号 山口市固定資産評価審査委員会委員の選任同意について、お諮りいたします。

本案を原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意することに決定されました。

議第39号 山口市教育委員会委員の任命同意について、お諮りいたします。

本案を原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意することに決定されました。

議第40号 山口市高富財産区管理委員の選任同意について、お諮りいたします。

本案を原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意することに決定されました。

議第41号 山口市高富財産区管理委員の選任同意について、お諮りいたします。

本案を原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意することに決定されました。

議第42号 山口市高富財産区管理委員の選任同意について、お諮りいたします。

本案を原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意することに決定されました。

議第43号 山口市高富財産区管理委員の選任同意について、お諮りいたします。

本案を原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意することに決定されました。

議第44号 令和6年度山口市一般会計補正予算（第1号）、お諮りいたします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第45号 令和6年度山口市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、お諮りいたします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広君） 異議がありますので、本案を原案のとおり決定することに賛成の



諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（吉田茂広君） お座りください。

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第46号 市道路線の廃止について、お諮りいたします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第30 議第47号 山県市監査委員の選任同意について

○議長（吉田茂広君） 日程第30、議第47号 山県市監査委員の選任同意についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、古川雅一君の除斥を求めます。

〔古川雅一議員 退場〕

○議長（吉田茂広君） 市長に提案理由の説明を求めます。

林市長。

○市長（林 宏優君） それでは、資料ナンバー1の28ページをお願いします。

議第47号 山県市監査委員の選任同意につきましては、地方自治法第196条第1項の規定により、監査委員を議会の同意を得て市長が選任することとなっておりますが、このうち1名は原則、議会議員から選出することとなっております。

議員の任期が4月30日に満了し、現在欠員となっていることから、新たに古川雅一氏を選任したいので、規定に従い、選任同意を求めるものでございます。

古川雅一議員は、御承知のとおり、人格は極めて高潔で、本市の財務管理及び事業経営について、知識、経験も豊富で適任者であります。

以上でございますが、議員各位におかれましては、慎重なる適切なる御審議を賜りますようお願いを申し上げます。提案説明とさせていただきます。

---

日程第31 質疑

○議長（吉田茂広君） 日程第31、質疑。

ただいまから、議第47号の質疑を行います。

発言を許します。どうぞ。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広君） 質疑はないものと認めます。よって、これをもちまして、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第47号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員会の付託を省略することに決定されました。

---

#### 日程第32 討論

○議長（吉田茂広君） 日程第32、討論。

ただいまから、議第47号に対する討論を行います。

最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広君） 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広君） 反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広君） 討論はないものと認めます。これをもちまして、討論を終結いたします。

---

#### 日程第33 採決

○議長（吉田茂広君） 日程第33、採決。

ただいまから、議第47号 山口市監査委員の選任同意について、採決を行います。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意することに決定されました。

古川雅一君の入場を許可いたします。

〔古川雅一議員 入場〕

---

○議長（吉田茂広君） 以上で、本臨時会に付議された事件は全て終了いたしました。よって、本日の会議はこれで閉じ、令和6年第1回山県市議会臨時会を閉会といたします。

午後2時16分閉会

---

地方自治法第123条の規定によりここに署名する。

山県市議会臨時議長 山 崎 通

山県市議会議長 吉 田 茂 広

3 番 議 員 吉 田 昌 樹

4 番 議 員 武 藤 行 儀